

## 新旧対照表

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和7年11月1日版）	土木工事共通特記仕様書（令和7年10月1日版）
P15 名称を修正	<p>第2-3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）</p> <p>1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置</p> <p>(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>(2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化等が完了した年月日</li> <li>・再資源化等をした施設の名称及び所在地</li> <li>・再資源化等に要した費用</li> </ul> <p>なお、その書面は、「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」）を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。</p> <p>2. 請け負おうとする建設業を営む者の事前説明に関する事項</p> <p>(1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。</p> <p>(2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。</p> <p>【対象工事】</p> <p>特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の解体工事 床面積の合計80m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の新築・増築工事 床面積の500m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の修繕・模様替等工事 諸負金額 1億円（税込）</li> <li>・建築物以外の工作物の工事（土木工事等） 諸負金額 500万円（税込）</li> </ul> <p>【関連資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準</li> </ul> <p>URL:</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/keikaku/kendoseibi/fukusanbutsu/documents/r0504syoriryoukijun.pdf">https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/keikaku/kendoseibi/fukusanbutsu/documents/r0504syoriryoukijun.pdf</a></p>	<p>第2-3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）</p> <p>1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置</p> <p>(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>(2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化等が完了した年月日</li> <li>・再資源化等をした施設の名称及び所在地</li> <li>・再資源化等に要した費用</li> </ul> <p>なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。</p> <p>2. 請け負おうとする建設業を営む者の事前説明に関する事項</p> <p>(1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。</p> <p>(2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。</p> <p>【対象工事】</p> <p>特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の解体工事 床面積の合計80m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の新築・増築工事 床面積の500m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の修繕・模様替等工事 諸負金額 1億円（税込）</li> <li>・建築物以外の工作物の工事（土木工事等） 諸負金額 500万円（税込）</li> </ul> <p>【関連資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準</li> </ul> <p>URL:</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/keikaku/kendoseibi/fukusanbutsu/documents/r0504syoriryoukijun.pdf">https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/keikaku/kendoseibi/fukusanbutsu/documents/r0504syoriryoukijun.pdf</a></p>